

# 第19回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員1番, 4番)

開催期日 令和7年1月30日

第19回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月30日（月） 15時00分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

5 番 桂 一 照

6 番 柴 田 貴 浩

7 番 土 門 雅 一

8 番 松 田 とも子

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

12 番 木 下 等 嗣

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 藤 澤 祐 之

〃 事務局 主査 清 藤 大 亮

〃 事務局 員 山 下 倅 生

〃 事務局 員 成 田 卓 朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 26 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 27 号	農地の使用貸借の解約の通知について
6	議案第 95 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
7	議案第 96 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 97 号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第 98 号	農地のあっせんについて
10	議案第 99 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
11		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第 19 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、欠席委員 1 名、木下委員から欠席との報告をいただいております。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。新たな年を迎え、改めて農業委員としての業務推進にお力添えいただきたいと思います。また、案件も多い事と思いますが、適正に対応頂きたいと思っております。本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、1番鈴木委員、4番西川委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。1月7日に令和7年栗山地区新年交礼会が開催され、鳥村会長、塚本代理が出席しております。23日に栗山町農業再生協議会が開催され、鳥村会長が出席しております。30日に農事組合長会議が開催され、鳥村会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第26号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第26号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、4件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町〇〇3丁目99番地47 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇61番地4 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年1月7日でございます。対象農地につきましては、〇〇724番地 地目については公簿、現況ともに雑種地、面積305㎡外1筆。内訳につきましては、田が1筆2,627㎡、雑種地1筆305㎡、2筆合計2,932㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。

番号 2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇68 番 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇312 番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 1 月 15 日でございます。対象農地につきましては、〇〇298 番地 地目については公簿、現況ともに田、面積 6,542 m<sup>2</sup>外 5 筆。全筆田で、6 筆合計 22,192 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 3 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇68 番 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 1 月 15 日でございます。対象農地につきましては、〇〇332 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 5,201 m<sup>2</sup>外 2 筆。内訳につきましては、田が 1 筆 11,303 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 10,819 m<sup>2</sup>、3 筆合計 22,122 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇10 丁目北 2-1 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字 〇〇98 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 1 月 15 日でございます。対象農地につきましては、〇〇74 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 16 m<sup>2</sup>外 11 筆。内訳につきましては、田が 6 筆 35,209 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 2,171 m<sup>2</sup>、雑種地 2 筆 982 m<sup>2</sup>、池沼 3 筆 7,555 m<sup>2</sup>、12 筆合計 45,917 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇円 池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 27 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 27 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、3 件でございます。

番号1 所在 ○○80番地3 地目につきましては公簿現況ともに田、面積1,112㎡外11筆。内訳につきましては、田が11筆96,682㎡、畑が1筆1,732㎡、12筆合計98,414㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 平成31年4月29日、契約期間 平成31年4月29日から令和11年4月29日、解約通知日は令和7年1月10日でございます。賃貸者 栗山町字○○141番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○141番地 ○○○○となっております。

番号2 所在 ○○65番地2 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積1,608㎡外10筆。内訳につきましては、田が2筆2,753㎡、畑が9筆40,202.23㎡、11筆合計42,955.23㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 平成25年12月28日、契約期間 平成25年12月28日から令和16年12月28日、解約通知日は令和7年1月20日でございます。賃貸者 栗山町字○○141番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○141番地 ○○○○となっております。

番号3 所在 ○○137番地4 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積344㎡外3筆。内訳につきましては、田が1筆7,111㎡、畑が3筆1,194㎡、4筆合計8,305㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 平成25年12月28日、契約期間 平成25年12月28日から令和16年12月28日、解約通知日は令和7年1月20日でございます。賃貸者 栗山町字○○141番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○141番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第95号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は、6件でございます。

番号1 所在 ○○163番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積26,574㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計56,286㎡でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契

約年月日 平成30年1月1日、契約期間 平成30年1月1日から令和9年12月28日、解約通知日は令和7年1月10日でございます。賃貸人 栗山町字〇〇167番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇町〇〇6番 〇〇〇〇となっております。

番号2 所在 〇〇733番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積4,632㎡外15筆。内訳につきましては、田が11筆41,043.82㎡、畑が5筆4,418.33㎡、16筆合計で45,462.15㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和3年11月30日及び令和5年11月30日、契約期間 令和3年11月30日から令和9年11月30日及び令和5年11月30日から令和9年11月30日、解約通知日は令和7年1月17日でございます。賃貸人 栗山町字〇〇238番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇649番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇となっております。

番号3 所在 〇〇144番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積9,490㎡。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成28年1月29日、契約期間 平成28年1月29日から令和7年11月30日、解約通知日は令和7年1月20日でございます。賃貸人 栗山町〇〇4丁目25番地10 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇177番地1 〇〇〇〇となっております。

番号4 所在 〇〇34番地1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積1,779㎡外1筆。全筆畑でございます、2筆合計3,283㎡でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和4年11月30日、契約期間 令和4年11月30日から令和7年11月30日、解約通知日は令和7年1月20日でございます。賃貸人 〇〇市〇〇4丁目2番地5 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字 〇〇36番地4 〇〇〇〇となっております。

番号5 所在 〇〇205番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積3,363㎡外1筆。全筆田でございます、2筆合計17,066㎡でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和6年11月30日、契約期間 令和6年11月30日から令和11年11月30日、解約通知日は令和7年1月20日でございます。賃貸人 栗山町〇〇2丁目399番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字 〇〇141番地 〇〇〇〇となっております。

番号6 所在 〇〇208番地1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積8,347㎡。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和5年11月30日、契約期間 令和5年11月30日から令和7年11月30日、解約通知日は令和7年1月20日でございます。賃貸人 栗山町字〇〇207番地

〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 95 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 95 号は原案どおり決定といたします。

日程 6 議案第 96 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 96 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(売買)1件、賃貸借2件でございます。

番号 1 所在 〇〇163 番地 1 の内 地目につきましては、公募現況ともに田、面積 26,574 m<sup>2</sup>外 3 筆でございます。全筆田でございまして、4 筆合計 56,942 m<sup>2</sup>でございます。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇167 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、〇〇町〇〇6 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして経営規模の拡大の為、農地を譲り受けたいとなっております。

番号 2 所在 〇〇94 番地 2 地先 地目につきましては、現況が田、面積 882.29 m<sup>2</sup>外 1 筆でございます。全筆田でございまして、合計 2 筆 1,864.63 m<sup>2</sup>でございます。貸主につきましては、〇〇市〇〇区〇〇2 丁目 〇〇〇〇 局長〇〇〇〇、摘要といたしまして永年農地として占有していた占有者へ貸し付けたい。借主につきましては、〇〇町〇〇2081 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして財務省所有地を農地として占有しているので借り受けたいとなっております。

番号 3 所在 〇〇103 番地 1 地先 地目につきましては、現況が田、面積 1,520.10 m<sup>2</sup>でございます。貸主につきましては、〇〇市〇〇区〇〇2 丁目 〇〇〇〇 局長〇〇〇〇、摘要といたしまして永年農地として占有していた占有者へ貸し付けたい。借主につきましては、栗山町字〇〇777 番地 1 〇〇〇〇、摘要といたしまして農地として占有している土地を借り受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(14 番 吉田)

番号1につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっております。農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(16 番 大楠)

番号2につきまして、占用利用していた〇〇〇〇さんへの賃貸借であることから問題ないと思います。

(16 番 大楠)

番号3につきまして、占用利用していた〇〇〇〇さんへの賃貸借であることから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第96号については全て原案どおり決定といたします

日程8 議案第97号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第97号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借2件、所有権移転9件、使用貸借2件、合計13件でございます。

整理番号6貸88-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29番地362 〇〇〇〇、利用権を

設定する者 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月7日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇95番地16 現況地目 田、面積2,206㎡外2筆でございます。全筆田でございます、3筆合計27,037㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和7年1月31日から令和11年11月30日までの4年10ヵ月 借賃につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は種子馬鈴薯で、世帯員は男3人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所89-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇61番地4 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月7日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇724番地 現況地目 雑種地、面積305㎡外1筆でございます。内訳につきましては、田が1筆2,627㎡、雑種地が1筆305㎡、2筆合計2,932㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年1月31日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年7月31日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男2人、女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所90-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇312番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇68番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月15日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇298番地 現況地目 田、面積6,542㎡外5筆でございます。全筆田でございます、6筆合計22,192㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年1月31日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年7月31日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・玉葱で、世帯員は男5人、女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 90-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇68 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 1 月 15 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇332 番地 1 現況地目 畑、面積 5,201 m<sup>2</sup>外 2 筆でございます。内訳につきまして、田が 1 筆 11,303 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 10,819 m<sup>2</sup>、3 筆合計 22,122 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 1 月 31 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、 畑 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 7 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 91-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇98 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇10 丁目北 2-1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 1 月 15 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇74 番地 1 現況地目 田、面積 16 m<sup>2</sup>外 11 筆でございます。内訳につきまして、田が 6 筆 35,209 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 2,171 m<sup>2</sup>、雑種地 2 筆 982 m<sup>2</sup>、池沼 3 筆 7,555 m<sup>2</sup>、12 筆合計 45,917 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 1 月 31 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。雑種地 〇〇〇〇〇〇円。池沼 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 7 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 使 92-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4 丁目〇〇番地 32 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 1 月 15 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇80 番地 3 現況地目 田、面積 1,112 m<sup>2</sup>外 11 筆でございます。内訳につきまして、田が 11 筆 96,682 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 1,732 m<sup>2</sup>、12 筆合計 98,414 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 7 年 1 月 31 日から令和 8 年 1 月 30 日までの 1 年となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきまして

は、主な経営作物は水稲・玉葱で、世帯員は男1人、女2人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所93-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇624番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月10日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇20番地1 現況地目 田、面積585㎡外6筆でございます。内訳につきまして、田が6筆32,977㎡、用悪水路1筆162㎡、7筆合計33,139㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年1月31日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、用悪水路 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年3月28日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男3人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6使94-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇850番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇68番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月21日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇597番地1 現況地目 田、面積21,618㎡外4筆でございます。内訳につきまして、田が4筆42,904㎡、畑が1筆846㎡、5筆合計43,750㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和7年1月31日から令和8年1月30日までの1年となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦で、世帯員は男2人、女1人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6賃95-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇160番地1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇94番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月17日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇152番地の内 現況地目 畑、面積2,912㎡外3筆でございます。全筆畑でございまして、4筆合計11,919㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和7年1月31日から令和9年11月30日までの2年10ヵ月 借賃につきましては、10アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものと

なっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、世帯員は男1人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所96-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月20日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在〇〇138番地16 現況地目 畑、面積61㎡外6筆でございます。内訳につきまして、田が6筆14,595㎡、畑1筆61㎡、7筆合計14,656㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年1月31日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年3月28日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦・玉葱で、構成員は男1人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所97-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月20日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在〇〇569番地 現況地目 田、面積1,139㎡外3筆でございます。全筆田でございまして、4筆合計46,381㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年1月31日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年3月28日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦・玉葱で、構成員は男1人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所98-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和7年1月20日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在

〇〇597 番地 1 現況地目 畑、面積 3,318 m<sup>2</sup>外 4 筆でございます。内訳につきまして、田 4 筆 33,450 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 3,318 m<sup>2</sup>、5 筆合計 36,768 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 1 月 31 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 3 月 28 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 99-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 1 月 20 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇550 番地 1 現況地目 畑、面積 4,990 m<sup>2</sup>外 5 筆でございます。内訳につきまして、田 5 筆 35,432 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 4,990 m<sup>2</sup>、6 筆合計 40,422 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 1 月 31 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 3 月 28 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 2 件・所有権移転 9 件、使用貸借 2 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

整理番号 6 賃 88-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 88-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 88-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 6 所 89-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 89-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 89-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 90-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 90-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 90-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 90-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 90-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 90-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 91-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 91-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 91-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 使 92-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 使 92-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 使 92-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 93-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 93-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 93-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 使 94-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 使 94-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 使 94-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 95-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 95-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 95-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 96-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 96-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 96-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 97-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 97-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 97-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 98-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 98-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 98-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 99-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 99-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 99-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 94 号「農地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案 98 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 13 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇51 番地 42 〇〇〇〇 申出年月日 令和 6 年 12 月 18 日 申出地所在 〇〇238 番地 1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積 612 m<sup>2</sup>外 14 筆。内訳につきましては、田が 9 筆 43,668.61 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 1,417 m<sup>2</sup>、雑種地 2 筆 687.29 m<sup>2</sup>、15 筆合計 45,772.90 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、塚本代理、寺委員よろしく申し上げます。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 〇〇町〇〇215 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年12月30日 申出地所在 〇〇354番地、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積8,744㎡外6筆。全筆畑でございます、7筆合計37,247㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6番 柴田)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さんおよび〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として西川委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、柴田委員、西川委員よろしくお願ひします。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇238番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年1月10日 申出地所在 〇〇733番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積4,632㎡外11筆でございます。内訳につきましては、田が8筆37,156㎡、畑が2筆3,446.66㎡、用悪水路が2筆533㎡、12筆合計41,135.66㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、塚本代理よろしくお願ひします。

続いて番号4について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇284番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年1月14日 申出地所在 〇〇95番地12、地目につきましては、公募現況ともに田、面積6,271㎡外12筆でございます。内訳につきましては、田が12筆62,425㎡、畑が1筆3,838㎡、13筆合計66,263㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9番 中島)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

続いて番号5について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町字〇〇360番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年1月14日 申出地所在 〇〇321番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積11,363㎡外5筆でございます。内訳につきましては、田が8筆21,270㎡、畑が1筆5,408㎡、6筆合計26,678㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9 番 中島)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお願ひします。

続いて番号6について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 栗山町字〇〇150番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年1月15日 申出地所在 〇〇157番地1の内、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積22,270㎡外12筆でございます。内訳につきましては、田が6筆36,249㎡、畑が3筆34,766㎡、雑種地1筆428㎡、池沼3筆6,685㎡、13筆合計78,128㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6はあっせんを可といたしますので、塚本代理よろしくお願いします。

続いて番号7について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号7 あっせん申出者 〇〇市〇〇112番地7Ⅱ 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年1月15日 申出地所在 〇〇786番地、地目につきましては、公募現況ともに田、面積4,121㎡外9筆でございます。内訳につきましては、田が9筆50,803㎡、畑が1筆6,227㎡、10筆合計57,030㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号7について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7はあっせんを可といたしますので、塚本代理よろしくお願ひします。

続いて番号8について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号8 あっせん申出者 栗山町〇〇4丁目25番地10 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年1月20日  
申出地所在 〇〇144番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積9,490㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(14番 吉田)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号8について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号8はあっせんを可といたしますので、吉田委員、寺委員よろしくお願ひします。

続いて番号9について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 9 あっせん申出者 ○○市○○4丁目2番5号 ○○○○ 申出年月日 令和7年1月20日  
申出地所在 ○○34番地1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積1,779㎡外1筆でございます。  
全筆畑でございます、2筆合計3,915㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を  
記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9番 中島)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の  
あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○  
○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田  
村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号9について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号9はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお  
願いします。

続いて番号10について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号10 あっせん申出者 栗山町字○○141番地 ○○○○ 申出年月日 令和7年1月20日 申  
出地所在 ○○65番地2、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積1,608㎡外9筆でございます。  
内訳につきましては、田が2筆2,753㎡、畑が8筆27,711.23㎡、10筆合計30,464.23㎡でございます。  
別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村賢治委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号10について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号10はあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、田村賢治委員よろしくをお願いします。

続いて番号11について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号11 あっせん申出者 栗山町字〇〇141番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年1月20日 申出地所在 〇〇137番地4、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積344㎡外3筆でございます。内訳につきましては、田が1筆7,111㎡、畑が1筆1,194㎡、4筆合計8,305㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田

村賢治委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 11 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 11 はあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、田村賢治委員よろしくをお願いします。

続いて番号 12 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 12 あっせん申出者 栗山町字〇〇207 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 1 月 20 日 申出地所在 〇〇208 番地 1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積 8,347 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3 番 田村賢治)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村賢治委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 12 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 12 はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろ

しくをお願いします。

続いて番号 13 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 13 あっせん申出者 栗山町〇〇2 丁目 399 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 1 月 20 日  
申出地所在 〇〇205 番地 1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積 3,363 m<sup>2</sup>外 1 筆でございます。全筆田でございます、2 筆合計 17,066 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3 番 田村賢治)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村賢治委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 13 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 13 はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくをお願いします。

日程 10 番 議案第 99 号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 99 号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 16 条第 1 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は 1 件です。

番号 1 あっせん申出者 ○○市○○区○○9 丁目 2 番地 45 ○○○○ 外 2 名、 申出年月日 令和 7 年 1 月 16 日 申出地所在 ○○630 番地 1 地目といたしましては、公簿・現況ともに田 面積 606 ㎡ 外 11 筆。内訳につきましては、田 11 筆 86,215 ㎡、畑 1 筆 1,330 ㎡、合計 12 筆 87,545 ㎡となっております。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 2 月 27 日木曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 2 月 20 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 2 班 鈴木委員、柴田委員、寺委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 16 時 30 分 終了)